

平成29年度分
教育委員会事務の点検、評価報告書

平成30年9月
安芸高田市教育委員会

目 次

I	はじめに	・ ・ ・ ・ ・ P 1
II	点検及び評価の方法	・ ・ ・ ・ ・ P 1
III	事務事業評価対象事業一覧	・ ・ ・ ・ ・ P 2
IV	事務事業評価シート	
1	教育総務課（5事業）	・ ・ ・ ・ ・ P 3
	（1）学校統合推進室（1事業）	・ ・ ・ ・ ・ P 9
2	学校教育課（9事業）	・ ・ ・ ・ ・ P 10
3	生涯学習課（16事業）	・ ・ ・ ・ ・ P 20
V	教育委員会の活動状況	・ ・ ・ ・ ・ P 37
VI	教育行政評価委員会	・ ・ ・ ・ ・ P 45

【参考資料】

- 資料1「安芸高田市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する実施要綱」
- 資料2「安芸高田市教育行政評価委員会設置及び運営要綱」

I はじめに

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定で、事務事業の点検評価を行うことが義務付けられており、これに基づき、本市も管理及び執行状況の点検、評価報告書を作成しました。

この報告書は、「第 2 次安芸高田市総合計画」を基本とした「第 2 次安芸高田市教育基本計画」をはじめとした施策・事業への取組状況、成果、課題等について点検及び評価を行い、教育行政評価委員の意見をいただくことにより、今後の事務改善等に反映させるものです。

教育委員会では、この点検及び評価の結果を今後の取組に活かし、さらに本市の教育行政について説明責任を果たすことにより、市民に信頼される教育行政を推進してまいります。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学職経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検及び評価の方法

第 2 次安芸高田市総合計画（平成 27 年度～平成 36 年度）に基づき、教育委員会が平成 29 年度に実施した事業について、各担当課で点検及び評価を行い、事業ごとに「事務事業評価シート」にまとめたものを教育行政評価委員会に提出し、委員から意見をいただき、今後の事務改善等に反映させるものです。

Ⅲ 事務事業評価対象事業一覧

1 教育総務課（5事業）

事務事業名	ページ
事務局総務管理事業	4
学校管理運営事業	5
情報教育推進基盤整備事業	6

事務事業名	ページ
就学援助事業	7
給食センター運営事業	8

(1) 学校統合推進室（1事業）

事務事業名	ページ
学校規模適正化推進事業	9

2 学校教育課（9事業）

事務事業名	ページ
学力向上推進事業	11
体力向上推進事業	12
国際理解教育推進事業	13
生徒指導推進事業	14
特別支援教育推進事業	15

事務事業名	ページ
開かれた学校づくり推進事業	16
人材育成事業	17
安芸高田協育推進事業	18
幼稚園管理運営事業	19

3 生涯学習課（16事業）

事務事業名	ページ
人権教育・家庭教育支援事業	21
成人教育事業	22
青少年教育事業	23
スポーツ指導者等育成事業	24
スポーツ振興団体育成事業	25
スポーツ教室・大会等開催事業	26
保健体育総務管理事業	27
社会教育総務管理事業	28

事務事業名	ページ
社会教育施設維持管理事業	29
図書館運営事業	30
体育施設維持管理事業	31
文化センター運営事業	32
美術館運営事業	33
文化財保護事業	34
歴史民俗博物館運営事業	35
国際交流事業	36